

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 3 月 10 日

京都府大野ダム総合管理事務所長 加納 仙一

1 入札に付する事項

(1) 業務名及び業務番号

畑川ダム維持管理業務委託（ダム管理設備等点検・整備業務）

畑川ダム維持管理業務委託（ダム管理設備等点検・整備業務）

大野ダム維持修繕業務委託（ダム管理設備等点検・整備業務）

大 7 府債畑ダム維管第 1 5 0 2 号の 2 の 2

大 7 畑ダム維管第 1 5 0 2 号の 2 の 4

大 7 ダム維修第 1 5 0 0 号の 2 の 2

(2) 業務場所

船井郡京丹波町下山他地内

(3) 業務概要

ア 放流設備・流量計・曝気設備点検・整備（畑川ダム） 1 式

イ 巡回点検業務（大野ダム） 1 式

ウ 巡回点検業務（畑川ダム） 1 式

詳細は仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約日又はその翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒601-0777 南丹市美山町檜原中ノ山 4 8 番地 5

京都府大野ダム総合管理事務所庶務課

電話番号（0771）75-0143

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 3 月 10 日（火）から令和 8 年 3 月 17 日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 入手方法

原則として、アの期間に京都府大野ダム総合管理事務所ホームページからダウンロードすること。やむを得ず直接交付を受ける場合は、(1)の組織に問い合わせの上、アの期間の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 令和 7・8・9 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業務種目に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。

大分類「10 ビル管理等」－小分類「12 特殊施設管理」

- (2) 電波法（昭和 25 年法律第 13 号）の規定に基づく第三級陸上特殊無線技士の免状を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。
- (3) 平成 22 年度以降に、国、地方公共団体、地方公社又は地方独立行政法人から同種の事業を受託した実績を有する者であること。同種の事業とは、ダム施設又は河川水門施設のゲート設備又はスルースバルブ設備の設置工事、修繕工事又は点検整備業務をいう。
- (4) 確認申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていないこと。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は以下のとおり確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 確認申請書の提出期間

令和 8 年 3 月 16 日（月）から令和 8 年 3 月 17 日（火）まで

(2) 提出場所

2 の(1)に同じ。

(3) 添付資料

ア 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 4 の(2)及び(3)に掲げる条件を満たすことを証する書類等

(4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便等の配達記録が残る方法で、提出期間内に2の(1)の場所に必着させること。

(5) 資料等の提出

確認申請書及び添付資料（以下「確認申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、確認申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は本府において無断使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は当該業務の入札への参加を認めないとともに指名停止措置を行うことがある。

6 入札参加資格確認通知書

入札参加資格の確認結果については、確認申請書等を提出した者に通知する。

7 質疑・回答について

(1) 質疑書の提出

ア 提出期限

令和8年3月19日（木）正午まで

イ 提出場所

2(1)に同じ

ウ 提出方法

FAXによる FAX番号（0771）84-0239

エ 様式

入札参加申請書に添付

※質疑のない場合は提出不要。なお、設計図書等に関する質問については、資格確認を通知した者から提出された質疑書にのみ回答する。

(2) 回答書の交付

ア 日時

令和8年3月23日（月）まで

イ 回答方法

入札参加資格確認を通知した者に対してFAXにより回答

(3) 質疑回答書の取り扱い

ア 質疑及び回答書は入札条件の一部とする。

イ 質疑のない者も、その内容について、すべて承知したもとして入札を行う。

(4) 事務的事項に関する質問

入札手続き等の事務的事項に関する質問については、京都府大野ダム総合管理事務所

庶務課から随時回答する。

8 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月25日(水)午後2時

イ 場所

南丹市美山町檜原中ノ山48番地5

大野ダムビジターセンター研修室

(2) 入札の方法

持参によること。郵送又は電送による入札は認めない。

また、入札時に(4)に示す委託費内訳書を提出すること。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税法の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札書に記入する金額は千円止めとする。千円未満まで記入した入札書も有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(4) 委託費内訳書

ア 委託費内訳書の業務価格(消費税相当額を除く合計金額)は入札書に記載する金額に一致させること。

イ 委託費内訳書の様式は任意であるが記載内容は、閲覧用設計書の項目に一致させること。

ウ 委託費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 入札者は一旦入札した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。

(6) 入札者が連合し、不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し又はこれを取りやめることがある。

(7) 入札者は仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1者であっても、原則として入札を執行する。

(9) 入札回数は、2回までとする。

(10) 入札者は入札に際し、入札参加資格確認通知書又はその写しを提示しなければならない

い。

(11) 入札場所には入札者以外は立ち入ってはならない。

(12) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札するまでは入札を辞退することができる。この場合、入札辞退届を2の(1)へ提出すること。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。なお、無効な入札をした者は再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる者又は4に掲げる資格のない者

イ 確認申請書等を提出しなかった者又は確認申請書等に虚偽の記載をした者

ウ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者

エ 委任状を持参しない代理人

オ 記名押印を欠く入札書で入札した者

カ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者

キ 氏名、印鑑若しくは重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者

ク 開札時において有効な委託費内訳書を提出できていない者（再度入札の場合を除く。）

ケ 他人の名前又は他の商号が記載された委託費内訳書を提出した者

コ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者

サ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

シ 入札金額と異なる金額の委託費内訳書を提出した者

ス その他入札に関する条件に違反した者

(14) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(15) 再度入札に関する事項

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、当初入札において、無効又は失格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

イ 再度入札では前回の入札のうちの最低の入札価格のみを発表する。

ウ 無効の入札をした者又は当初の入札に出席していない者は、再度入札することはできない。

エ 再度入札には無効の入札をした者及び失格の入札をした者は入札場から退場しな

なければならない。

オ 入札者の許可がない限り、再度入札をする者は入札場から退場してはならない。

9 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 契約書作成の要否

要する。落札者は、落札決定通知日から7日以内（最終日が土・日・祝日に当たる場合はその翌日まで）に契約を締結すること。

11 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

12 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

13 支払条件

委託代金額の3割以内の金額を前払いする。

14 その他

1から13までに定めるもののほか、規則及び京都府工事等競争入札心得の定めるところによる。